

あおもり子育て応援パスポート事業実施要綱

1 趣旨

- (1) 地域・社会全体が子育てを支援していく気運の醸成を図る。
- (2) 子育て中の親等が、サービスの機会に数多く触れて地域・社会全体が子育てを支えていることを実感することにより、子育てに対する負担感の軽減を図る。
- (3) 親等と子が一緒に出かけることで時間を共有する機会の増加を促し、親と子の育ち合いを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、青森県（以下「県」という。）とする。

3 事業対象者

(1) 子育て家庭等

妊婦のいる家庭及び18才未満の子どもがいる家庭とする。

(2) 協賛店舗等

事業の趣旨に賛同し、あおもり子育て応援パスポート事業協賛店（通称「あおもり子育て応援わくわく店」）として登録した協賛店舗等（以下「わくわく店」という。）とする。

4 事業内容

子育て家庭等に対し、わくわく店が商品の割引・特典や外出に配慮したサービスを提供する。

5 協賛店の募集及び登録

県は、事業の実施にあたり、協賛店の募集を行い、申込があった店舗等をわくわく店として登録する。

なお、募集方法等は別に定める。

6 広報

県は、チラシ、ホームページ、その他広報媒体等により事業内容及びわくわく店のサービス内容等を広報し、県民への普及浸透を図る。

7 子育て支援パスポート事業の全国共通展開の参加

県は、事業の目的を達成するため、子育て支援パスポート事業の全国共通展開（以下「全国共通展開」という。）に参画し、本事業と同趣旨で実施され、全国共通展開に参加する各都道府県の事業と連携を図り、広域的なサービス利用を促進する。

8 所掌

この要綱に関する事務は、県健康福祉部こどもみらい課において所掌する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 あおもり子育て応援わくわく店事業実施要綱（平成19年9月6日）を廃止する。